

財 産 目 録

令和 3年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
秋田銀行	普通預金 秋田銀行 田沢湖支店	-	運転資金として	-	-	58,191,202
ゆうちょ銀行	普通預金 ゆうちょ銀行 田沢湖支店	-		-	-	-
秋田おばこ農業協同組合 現金	普通預金 秋田おばこ農業協同組合 田沢湖支店 だしのこ園、ひのきないこども園	-	小口現金	-	-	56,920
			小計			58,248,122
事業未収金	仙北市ほか	-	子ども・子育て支援教育・保育給付費ほか	-	-	50,070,947
未収金		-	社会保険料ほか	-	-	-
未収補助金	仙北市	-	運営費補助金	-	-	-
			流動資産合計			108,319,069
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	(幼保連携型認定こども園だしのこ園)園舎	2016年度	第2種社会福祉事業 だしのこ園 園舎	61,501,326	27,983,100	33,518,226
	(幼保連携型認定こども園だしのこ園)物置	2016年度	第2種社会福祉事業 だしのこ園 物置	841,795	841,794	1
	(幼保連携型認定こども園神代こども園)園舎(旧幼稚園舎)	2016年度	第2種社会福祉事業 神代こども園 園舎	6,182,595	6,182,594	1
	(幼保連携型認定こども園神代こども園)物置(旧幼稚園舎)	2016年度	第2種社会福祉事業 神代こども園 物置	151,898	151,897	1
	(幼保連携型認定こども園神代こども園)園舎(旧保育園舎)	2016年度	第2種社会福祉事業 神代こども園 園舎	31,768,444	26,526,650	5,241,794
	(幼保連携型認定こども園神代こども園)物置(旧保育園舎)	2016年度	第2種社会福祉事業 神代こども園 物置	221,541	184,985	36,556
	(幼保連携型認定こども園にこここども園)園舎	2020年度	第2種社会福祉事業 にこここども園 園舎	33,439,207	4,179,900	29,259,307
	(幼保連携型認定こども園にこここども園)物置	2020年度	第2種社会福祉事業 にこここども園 物置	417,792	52,224	365,568
	(幼保連携型認定こども園ひのきないこども園)園舎	2020年度	第2種社会福祉事業 ひのきないこども園 園舎	18,001,949	3,006,325	14,995,624
	(幼保連携型認定こども園ひのきないこども園)物置	2020年度	第2種社会福祉事業 ひのきないこども園 物置	293,139	48,954	244,185
			小計			83,661,263
			基本財産合計			83,661,263
(2) その他の固定資産						
建物	自動火災報知設備ほか	-	第2種社会福祉事業で使用している	-	-	6,804,517
構築物	フェンス	-	第2種社会福祉事業で使用している	-	-	703,890
器具及び備品	パソコンほか	-	第2種社会福祉事業で使用している	-	-	14,112,347
ソフトウェア	給食管理ソフト	-	第2種社会福祉事業で使用している	-	-	9,882
投資有価証券	秋田県火災共済協同組合	-	火災共済加入のため	-	-	16,777
退職給付引当資産	秋田県民間社会事業福利協会	-	福利協会退職手当預け金	-	-	18,765,672
			その他の固定資産合計			40,413,085
			固定資産合計			124,074,348
			資産合計			232,393,417
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	補助金返納金、給与ほか	-		-	-	50,270,359
預り金	所得税ほか	-		-	-	6,656
職員預り金	社会保険料	-		-	-	4,042,054
賞与引当金	賞与	-		-	-	31,439,006
			流動負債合計			85,758,075
2 固定負債						
退職給付引当金	秋田県民間社会事業福利協会	-		-	-	58,738,341
			固定負債合計			58,738,341

財 産 目 録

令和 3年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
負債合計						144,496,416
差引純資産						87,897,001

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座は任意記載とする。